

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		特定給食施設における管理栄養士の必置又は適切な栄養管理を行う旨の命令
根拠条例・規則等名 条 項		健康増進法（平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号） 第 23 条第 2 項
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 健康支援課（電話：048-840-2214）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (理由：当該不利益処分の性質上、法令の定め以上に具体的な基準を定めることは困難であるため) 【参考（法律抜粋）】 前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		